

(総合評価) 舗装道補修（大原23号線他）工事

落札者決定基準

令和8年7月
京都市建設局

I 技術資料の評価基準

分類	評価項目		配点表		評価基準
企業の 施工能力	京都市市長部局が発注し、元請として受注した工事（ただし、工事種別を「舗装工事」とする。）のうち、令和元年度から令和 7 年 1 0 月 3 1 日までに完成済みの工事成績評定点の平均値		2	2	a 平均点が 8 0 点以上の場合 (2 点) b 平均点が 7 5 点以上 8 0 点未満の場合 (1 点) c 平均点が 7 5 点未満の場合 (0 点)
災害協定	京都市との災害協定の締結		1	1	a 京都市と災害協定を締結している団体に属している (1 点) b 上記に該当しない場合 (0 点)
担い手の 確保	(1)	週休 2 日工事の取組状況	1	3	a 完全週休 2 日を行う場合 (1 点) b 上記に該当しない場合 (0 点)
	(2)	建設キャリアアップシステムの利用状況	1		a 次の実施内容を全て履行する場合 (1 点) ①事業者登録 下請企業のうち 3 者以上 ②現場登録(管理者 ID 登録) 受注した現場を登録 ③技能者登録 3 名以上 ④就業履歴蓄積 現場にカードリーダー等を設置し、 技能者の就業履歴を 3 名以上蓄積 b 上記に該当しない場合 (0 点)
	(3)	監理技術者、主任技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかへの若手（4 0 歳以下）又は女性の登用状況	1		a 若手（4 0 歳以下）又は女性を登用する場合 (1 点) b 上記に該当しない場合 (0 点)
配置予定 技術者の 能力	(1)	配置予定技術者の 1 級舗装施工管理技術者の資格取得状況	1	2	a 資格がある場合 (1 点) b 上記に該当しない場合又は低入札調査基準価格未満の入札を行った場合 (0 点)
	(2)	C P D S において、令和 6 年度又は令和 7 年度に取得した 1 年間の各年度の学習単位	1		a どちらかの年度に 2 0 単位を取得した場合 (1 点) b 上記に該当しない場合又は低入札調査基準価格未満の入札を行った場合 (0 点)
企業の社 会性・信 頼性	品質マネジメントシステム（I S O 9 0 0 1）、環境マネジメントシステム（1 4 0 0 1（又は K E S））の取得状況		2	2	a ISO9001 及び ISO14001（又は KES）の両方を取得 (2 点) b ISO9001 又は ISO14001（又は KES）のいずれかを取得 (1 点) c 上記に該当しない場合 (0 点)
地域貢献	(貢献度) = (市内 1 次下請総数) ÷ (1 次下請総数) × 1 0 0 (%)		2	2	a 貢献度が 7 5 % 以上の場合 (2 点) b 貢献度が 5 0 % 以上 7 5 % 未満の場合 (1 点) c 貢献度が 5 0 % 未満の場合又は低入札調査基準価格未満の入札を行った場合 (0 点)
加算点計			12	12	

注 1) 各評価項目が確認できる資料（最新の団体名簿、学習履歴証明書の写し、資格者証等の写し、登録証の写し等、技術資料提出日において 3 か月以上の雇用関係が確認できる資料（事業者名の記載がある健康保険情報（「資格情報のお知らせ」、マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報」PDF、資格確認書、旧健康保険証の写しに 3 か月以上継続雇用している旨を補記したもの等）の写し)) も併せて提出すること。提出された資料で、各評価項目が確認できない場合は評価しない。

注 2) 落札者決定基準、入札公告、設計図書に記載のない事項については「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」のとおりとする。(http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000189416.html)

注 3) 提出資料が、「京都市建設局総合評価方式ガイドライン」に記載の欠格事項に該当する場合は、入札を無効とする。

II 技術資料の評価項目

本工事は、一般市道大原23号線他において、老朽化した舗装の補修を行うことで、車両等の安全かつ円滑な交通を確保するものである。

本工事の落札者の決定に当たっては、企業の施工能力や配置予定技術者の能力等と入札価格を総合的に評価する「総合評価方式」を採用することとし、その技術資料について、下記のとおり求めるものである。

1 企業の施工能力

京都市市長部局が発注し、元請（共同企業体を含む。）として受注した工事（ただし、工事種別を「舗装工事」とする。）のうち、令和元年度から令和7年10月31日までに完成したものについて、工事成績評定点の平均値※（小数第1位を切捨て整数とする。）を評価する。ただし、随意契約、「（総合評価）（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託」以外の単価契約等の案件を除く。

※ 工事成績評定点の平均値は、京都市競争入札等取扱要綱 第3条第2号アに規定するものとする。

2 災害協定（様式2）

元請事業者が、本件の技術資料の提出日において、京都市と「大規模災害発生時における緊急対応に関する協定」又は「災害発生時における応急対策活動に関する協定」を締結している団体※に加入している場合に評価する。

※ （一社）京都府建設業協会、京都土木協会、（一社）京都道路建設業協会、（一社）全国中小建設業協会全中建京都及び京都部落建設業者共同組合に限る。

3 担い手の確保（様式2、3、4、5、6）

(1) 本工事における完全週休2日※¹の取組状況を評価する。

完全週休2日を行う場合は、「工事履行報告書」及び「工事月報」において、「当該月までの完全週休2日の取組状況」及び「当該月における完全週休2日の取組状況」等を明記すること。発注者による履行確認は、毎月、「工事履行報告書」及び「工事月報」における記載により、現場閉所の確認を行う。

なお、完全週休2日を達成できなかった場合は、Ⅲ-2-(2)及び(3)により、工事成績評定点の減点及び違約金の徴収を行う。

※1 完全週休2日：対象期間※²において、土曜日及び日曜日に現場閉所※³を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土曜日又は日曜日に現場作業を余儀なくされる場合は、当該作業日の同一週内の日に現場閉所を振り替えることができる。

※2 対象期間：工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間等は含まない。

※3 現場閉所：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、

現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

※4 上記に記載のない事項については、「京都市建設局週休2日工事実施要領」のとおりとする。
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>)

- (2) 本工事における建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の利用状況について、下表に定める全ての実施内容を履行する場合は評価する。ただし、本工事の工事着手日から工事完成日まで全ての実施内容を履行できなかった場合は、Ⅲ-2-(2)及び(3)により、工事成績評定点の減点及び違約金の徴収を行う。

実施内容	履行状況確認基準
① 事業者登録	下請企業 ^{※1} のうち3者以上を事業者登録すること
② 現場登録(管理者ID登録)	受注した現場を登録すること
③ 技能者 ^{※2} 登録	3名以上の技能者を登録すること
④ 就業履歴蓄積	現場にカードリーダー等を設置し、技能者の就業履歴を3名以上蓄積すること

履行状況の確認方法については、監督職員が履行状況を記載したCCUSから出力される帳票等の提示を求めることにより、確認するものとする。

なお、建設キャリアアップシステムの利用にかかる費用は、設計変更の対象としない。

※1 下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

※2 技能者：受注者及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

- (3) 次の評価項目については、本工事の入札公告に基づき、2名又は3名の技術者を配置予定者として入札参加確認申請した場合、評価点が最も低い者について評価する。

元請事業者が、若手（本件の技術資料の提出日時時点で満40歳以下）又は女性を、本工事において監理技術者、主任技術者、現場代理人、担当技術者のいずれかとして登用する場合に評価する。ただし、常勤の自社社員であり、かつ技術資料の提出日において、引き続き3か月以上の雇用関係があること。また、登用する技術者について、工期中の交代は、次のいずれかの場合を除いて認められない。

(ア) 死亡、傷病、被災、出産、育児、介護、退職等の真にやむを得ない場合。

(イ) 受注者の責によらない大幅な工期延長があった場合、工期が多年に及ぶ場合、工場製作から現場施工に移行した場合等で、工事の継続性、品質確保等に支障がなく、受発注者間で協議して合意したとき。

なお、若手又は女性の技術者は、最大3名まで提出することができるが、落札した場合には、直ちに実際に配置する技術者を特定し、工事担当課に書面（任意様式）で報告すること。

4 配置予定技術者の能力（様式7、8、9）

以下の(1)及び(2)については、本工事の入札公告に基づき、2名又は3名の技術者を配置予定者として入札参加確認申請した場合、評価点の合計が最も低い者について評価する。ただし、低入札調査基準価格未満の入札を行った場合は、点数を0点とする。

- (1) 元請事業者の配置予定技術者の一級舗装施工管理技術者の資格取得状況について評価する。
- (2) 元請事業者の配置予定技術者が、CPDS（（一社）全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度）において、令和6年度又は令和7年度に取得した各年度の学習単位の取得状況により評価する。

なお、対象とする期間は各年度において4月1日から3月31日の1年間※とする。

※ 証明期間については、各年度の4月1日から3月31日の1年間とすること。

（証明期間と証明日は異なるため注意すること。）

5 企業の社会性・信頼性（様式10）

元請事業者の技術資料の提出日における品質マネジメントシステム（ISO9001）、環境マネジメントシステム（ISO14001（又はKES））の取得状況を記載し、当該の証明資料を提出すること。

技術資料の提出日において、更新手続中である場合には、当該手続中であることを証明する書類をもって登録が有効であるものとする。

ただし、技術資料の提出日から契約工期の末日までの期間を通じて登録が有効であること、又は契約期間中において未登録の期間が生じないこと。また、KESについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかるKES登録証有効期限延長の対象となっている場合は、その旨を証明する書面（特定非営利活動法人KES環境機構が発行した登録有効期間延長証明）を併せて提出すること。

なお、登録範囲は「舗装工事」に係る内容であること。

6 地域貢献（様式11）

下式で算出される「貢献度」により評価する。ただし、低入札調査基準価格未満の入札を行った場合は、点数を0点とする。

$$\text{（貢献度）} = \text{（市内1次下請総数）} \div \text{（1次下請総数）} \times 100 \text{（\%）}$$

市内企業：京都市内に本店を有する企業（企業又は個人事業者）

1次下請企業：建設業法第24条の8における下請負人のうち

1次下請負人となるもの及び1次下請負人となる警備会社

市内1次下請総数：1次下請企業のうち、市内企業の総数

1次下請総数：1次下請企業の総数

Ⅲ 総合評価に関する事項

1 技術資料の評価方法

(1) 標準点

標準点は、技術資料の提出期間に必要な事項等について、記載漏れのない技術資料を本市に提出した入札参加者に対して **100点** を与える。

(2) 加算点

加算点は、落札者決定基準に基づき、入札参加者から提出された技術資料を評価し、点数化した合計値とする。

(3) 評価値

① 評価値は、標準点と加算点の合計（以下「技術評価点」という。）を入札参加者の入札価格で除して得た数値とする。

② 評価値は、以下の方法に基づいて算出し、端数処理は行わないものとする。

(4) 評価値の算出方法

$$\begin{aligned}\text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

(5) 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、入札価格と技術資料の評価結果に基づき算出した、評価値の最も高い者を落札者とする。

なお、学識経験者の意見聴取については、総合評価方式の落札者決定基準を定めるときに行うことが義務付けられている。また、その際に落札者決定時においても意見を聴くように求められた場合には、学識経験者の意見聴取を行ったうえで落札者を決定する。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、入札を無効とする。

- ① 技術資料の提出期日までに技術資料を提出しない場合
- ② 技術資料に記載漏れがある場合
- ③ 技術資料の様式が定められたものと異なる場合
- ④ 技術資料の記載内容が発注者の求めている内容と異なる場合
- ⑤ 技術資料に虚偽の記載があった場合

2 履行確保とペナルティ

(1) 技術資料に記載した事項については、施工計画書に記載するとともに、責任を持って確実に履行するものとする。また、履行状況については、施工中及び施工完了時に受発注者間で確認するものとする。

(2) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、完成検査成績評定の法令遵守等の項目において工事成績評定点を減ずることとする。

なお、技術資料に記載した事項を達成する意志が受注者に認められないなど、受注者の技術資料に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づき参加停止の措置をとる場合がある。

(3) 受注者の責により技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金として徴収する。

$$\text{違約金（税抜）} = A - A \times \{(B + C 2) \div (B + C 1)\}$$

A : 当初の入札金額（税抜）

B : 標準点（100）

C 1 : 入札時の技術資料に基づく加算点

C 2 : 技術資料に記載された事項を履行できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数第4位未満を切り捨てる。

違約金は、1円未満を切り捨てる。

以 上